

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第106期（2025年4月1日～2026年3月31日）

- ① 事業報告
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「会社の体制及び方針」（ただし「剰余金の配当等の決定に関する方針」を除く）
- ② 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- ③ 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- ④ 監査報告書
 - 「会計監査人の監査報告書」

乾汽船株式会社

法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等 47百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 47百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

- (i) 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

- 1) 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

- 2) 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

- 3) 相互発展

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

- 4) 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

- 5) 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

- 6) 役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。

- 7) 個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

- 8) 政治・行政との関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

- 9) 反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10) 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

(ii) 内部監査部門として監査室を設置

(iii) コンプライアンスに関する研修体制の整備

(iv) 監査室及び外部の法律事務所に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回以上定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

- (i) 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。
- (ii) 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- (iii) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- (iv) 子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものいたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月1回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在し、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行おうとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより現在の形態となりました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な事業環境の変化があり、都度、業態業容には変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

1) 資産の力を事業の力に

未来に向かって進化を続ける勝どき・月島は施設賃貸業の適地であり、当社の安定収益と財務基盤を支えます。この優良な資産があるから海運市況の変動に抗い船舶投資を行うことができます。当社のNew Ship Financeは含み益の顕在化策として優秀です。そして、強化される資産の力は更に強い基盤となります。

2) FUN to WORK

我らの事業は、とても面白く、やりがいのある仕事で成り立っています。今いちど、その共有から始めます。「よくはこぶ」の実践は、常に厳しく、時に険しいですが、働く喜びがあるのです。Fun to Workは「よくはこぶ」の源です。

3) 「らしさ」の追求

われらの「らしさ」は、実業に向き合い、地道な努力を練り込みながら生まれます。「らしさ」は差別化の源です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それがわれらの「元気の素」です。

当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

(ii) 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2026年度から2028年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2026年3月26日付けで公表しております「「中期経営計画 あしたも元気」策定に関するお知らせ(注)」をご参照ください。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1) 外航海運事業 | : 長期的に「よくはこぶ」Handy船隊運営 |
| 2) 倉庫・運送事業 | : 実業の地力は鍛え続けつつ、新たな構想で「あした」を創る |
| 3) 不動産事業 | : 事業基盤を支え、勝どきの暮らしを未来へはこぶ |

(注) <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2781385/00.pdf>
また、当社ウェブサイトにおいてご覧いただける補足説明資料も、以下より併せてご参照ください。
<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>

(iii) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、経営責任の明確化及び株主の信任を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化のため等の目的で取締役の任期を1年とするとともに、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役6名のうち3分の2に当たる4名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し(2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。社長1名、独立社外取締役2名(内1名が指名・報酬委員会委員長)で構成されております。)、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構

策に努めております。

- (p) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議し、2023年6月22日開催の当社第103回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、これを導入しており、有効期間は、第103回定時株主総会の終結時から2026年6月開催予定の第106回定時株主総会の終結時までとなります。

本プランは、当社株式の保有割合が、その特別関係者や共同協調行為を行う者の保有割合との合計で15%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）の大規模買付行為等の内容、大規模買付行為等に対する当社取締役会の意見・代替案等を踏まえ、株主の皆様に、大規模買付行為等に応じるべきか否かを適切に判断いただくために必要な情報や時間を確保すること等を目的としております。

上記目的のため、本プランは、大規模買付者に対して、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び、当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、あるいは当社取締役会が対抗措置発動の是非につき株主の意思の確認のための株主総会を開催すべきと判断したときはその対抗措置の発動承認議案が否決され当該株主総会が終結するまでの間、大規模買付行為等を開始すべきでないことをルールとして定め、また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合は、当社取締役会が対抗措置の発動を決議することができることを明記しております。また、本プランに規定する手続が遵守された場合であっても、大規模買付行為等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会は対抗措置を講ずることがあります。

なお当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断する場合、その恣意的判断を排するため、独立社外取締役を含む、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。

なお、本プランの全文・詳細については、当社ホームページに掲載されている2023年5月12日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入並びに当該買収防衛策の導入に伴う現行の特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の廃止に関するお知らせ」（注）をご参照ください。

（注）当社ホームページ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2276478/00.pdf>

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②（イ）記載の取組みは、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し向上させるための具体的方策であるため、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記②（ロ）に記載の取組みは、大規模買付行為等が確認された際に、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものです。加えて、当該取組みについては、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足するものであり、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっていること等により、高度の合理性を有するものです。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,674	21,351	△919	34,873
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,834		△1,834
親会社株主に帰属する当期純利益			833		833
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		11		48	59
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	11	△1,001	47	△942
当連結会計年度末残高	2,767	11,685	20,349	△872	33,931

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,943	58	2,001	36,875
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,834
親会社株主に帰属する当期純利益				833
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	1,279	203	1,482	1,482
当連結会計年度中の変動額合計	1,279	203	1,482	540
当連結会計年度末残高	3,222	261	3,484	37,415

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

3 社 DELICA SHIPPING S.A.、
イヌイ運送(株)、
イヌイ倉庫オペレーションズ(株)

②主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

イ．市場価格のない株式等以外のもの 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

ロ．市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

イ．船舶……………定額法

ロ．その他……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

船舶 3年～15年

建物 3年～47年

構築物 3年～45年

信託建物 8年～47年

信託構築物 10年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

特別修繕引当金……………船舶安全法による船舶の定期検査工事に係る費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ヘッジ手段……………為替予約
- ヘッジ対象……………外貨建予定取引
- ヘッジ手段……………金利スワップ
- ヘッジ対象……………借入金
- ヘッジ手段……………商品先物
- ヘッジ対象……………船舶燃料

ハ. ヘッジ方針……………社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

ロ. 資産に係る控除対象外……………資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 航海日割基準に基づく収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した収益の金額 1,218百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

期末日を跨ぐ自主運航の航海（期跨り航海）については、各航海の収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 一百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 344百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは2026年度以降の事業計画を基礎としております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

外航海運事業における課税所得の見積りは、海運先物市況等に連動させた事業計画から、過去における事業計画と実績との乖離率等の一定のリスクを総合的に勘案して算定しております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、ロ．に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提しておりますが、海運市況や為替相場等の外部環境による影響を大きく受けるため不確実性が高く、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	28,072百万円
建物及び構築物	6,655百万円
土地	0百万円
信託建物及び信託構築物	3,026百万円
信託土地	204百万円
その他有形固定資産	3百万円
計	37,963百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,450百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,222百万円
長期借入金	22,072百万円
計	30,744百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 48,172百万円

(3) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,659百万円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	資産の種類	減損損失（百万円）
東京都中央区	賃貸用不動産	建設仮勘定	425
計			425

②減損損失を認識するに至った経緯

当連結会計年度において、プラザ勝どきの再開発計画の再検証の結果、建替え計画からリノベーションを中心とした活用方針へ見直すことといたしました。これにより、建替えを前提に建設仮勘定として計上していた基本設計業務費等について使用見込みがなくなったため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(425百万円)として特別損失に計上しております。

③資産グルーピングの方法

当社グループの不動産事業においては、原則として各不動産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしておりますが、当該資産については個別にグルーピングしております。

④回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定し、その使用価値を零として算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の発行済株式の総数
普通株式	26,072,960株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月20日 定時株主総会	普通株式	1,759百万円	利益剰余金	70円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月23日
2025年 11月11日 取締役会	普通株式	75百万円	利益剰余金	3円00銭	2025年 9月30日	2025年 12月8日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり、決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年 6月19日 定時株主総会	普通株式	174百万円	利益剰余金	6円93銭	2026年 3月31日	2026年 6月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、外航海運、倉庫・運送、不動産の各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰円資金の運用については銀行預金を中心に行っております。余剰外貨資金の運用については銀行預金及び外貨建投資信託を中心に運用しております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利・燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

長期貸付金は、船舶の定期用船契約に係る建造協力金であり、契約先の信用リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額712百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収金、有価証券、営業未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	6,269	6,269	—
② 長期貸付金	1,204	1,204	—
③ 長期借入金 (※2)	(29,294)	(29,292)	△2
④ 受入保証金	(1,428)	(1,327)	△101
⑤ デリバティブ取引 (※3)	387	387	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の金額も含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引については、純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期貸付金

建造協力金である長期貸付金の時価は、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額とほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。一部、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

④ 受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤ デリバティブ取引

金利スワップ・為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。また、船舶燃料先物の時価は、金融先物業者から提示された価格等に基づき算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,981百万円、減損損失は425百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 （百万円）
当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
10,480	△126	10,353	93,848

- （注）
1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ロジスティクス		不動産事業	合計
	外航海運事業	倉庫・運送事業		
日本	4,836	3,955	209	9,001
アジア	6,521	—	—	6,521
オセアニア	9,025	—	—	9,025
欧州	2,210	—	—	2,210
中東	127	—	—	127
北米	2,605	—	—	2,605
顧客との契約から生じる収益	25,327	3,955	209	29,492
その他の収益	420	—	3,723	4,144
外部顧客への売上高	25,747	3,955	3,933	33,636

(注) 地域別売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,485円83銭

(2) 1株当たり当期純利益

33円11銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	19,559	流動負債	12,084
現金及び預金	12,223	海運業未払金	2,012
海運業未収金	1,422	営業未払金	198
営業未収金	245	短期借入金	2,510
契約資産	516	1年内返済予定の長期借入金	5,925
有価証券	500	未払金	190
繰延及び前払費用	592	未払法人税等	422
立替金	7	未払費用	87
貯蔵品	1,520	前受金	3
代理店債権	241	契約負債	513
その他	2,288	前受収益	138
貸倒引当金	△0	賞与引当金	67
固定資産	35,837	その他	15
有形固定資産	13,053	固定負債	5,178
建物	7,904	長期借入金	1,100
構築物	437	繰延税金負債	1,261
機械及び装置	0	受入保証金	1,592
車両運搬具	4	長期前受収益	536
工具、器具及び備品	468	退職給付引当金	6
土地	945	資産除去債務	674
信託建物	3,003	その他	7
信託構築物	23	負債合計	17,262
信託土地	204	純資産の部	
建設仮勘定	56	株主資本	34,745
その他	3	資本金	2,767
無形固定資産	61	資本剰余金	11,686
ソフトウェア	59	資本準備金	2,238
その他	1	その他資本剰余金	9,447
投資その他の資産	22,722	利益剰余金	21,163
投資有価証券	6,763	利益準備金	414
関係会社株式	1,740	その他利益剰余金	20,749
長期前払費用	188	別途積立金	2,600
差入保証金	125	固定資産圧縮積立金	21
保険積立金	257	繰越利益剰余金	18,127
長期貸付金	17,486	自己株式	△872
その他	42	評価・換算差額等	3,388
貸倒引当金	△3,882	その他有価証券評価差額金	3,123
資産合計	55,396	繰延ヘッジ損益	265
		純資産合計	38,133
		負債・純資産合計	55,396

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
海運業収益	26,004	32,311
倉庫・運送業収益	2,343	
不動産業収益	3,964	
売上原価		
海運業費用	26,323	30,279
倉庫・運送業費用	1,977	
不動産業費用	1,977	
売上総利益		2,032
販売費及び一般管理費		1,443
営業利益		589
営業外収益		
受取利息	810	2,282
受取配当金	163	
為替差益	1,019	
その他	287	
営業外費用		
支払利息	116	1,122
貸倒引当金繰入額	927	
その他	78	
経常利益		1,748
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	455
減損損失	425	
投資有価証券評価損	29	
税引前当期純利益		1,293
法人税、住民税及び事業税		698
法人税等調整額		△11
当期純利益		606

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	2,767	2,238	9,436	11,674	414	2,600	23	19,354	22,392
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,834	△1,834
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	－
当期純利益								606	606
自己株式の取得									
自己株式の処分			11	11					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	11	11	－	－	△1	△1,226	△1,228
当期末残高	2,767	2,238	9,447	11,686	414	2,600	21	18,127	21,163

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△919	35,914	1,884	13	1,897	37,812
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,834				△1,834
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		606				606
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	48	59				59
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）			1,238	251	1,490	1,490
当事業年度中の変動額合計	47	△1,169	1,238	251	1,490	320
当期末残高	△872	34,745	3,123	265	3,388	38,133

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外の

もの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定しております。）

ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低
下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得し
た建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附
属設備及び構築物については、定額法
を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであ
ります。

建物 3年～47年

構築物 3年～45年

信託建物 8年～47年

信託構築物 10年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアにつ
いては、社内における利用可能期間
（5年）に基づく定額法を採用してお
ります。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額
を零とする定額法を採用しておりま
す。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建予定取引
- ロ. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金
- ハ. ヘッジ手段……………商品先物
ヘッジ対象……………船舶燃料

③ ヘッジ方針……………社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 資産に係る控除対象外…資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税について
消費税等の会計処理 ……は、期間費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 航海日割基準に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した収益の金額 1,218百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 航海日割基準に基づく収益認識」の内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 一百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 334百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 1,041百万円

長期金銭債権 16,282百万円

短期金銭債務 62百万円

長期金銭債務 964百万円

(2) 担保に供している資産

建物 6,655百万円

土地 0百万円

信託建物及び信託構築物 3,026百万円

信託土地 204百万円

その他有形固定資産 3百万円

計 9,891百万円

上記に対応する債務

短期借入金 1,450百万円

1年内返済予定の長期借入金 5,925百万円

長期借入金 300百万円

計 7,675百万円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 26,133百万円
 (4) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,659百万円
 (5) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

DELICA SHIPPING S. A.	23,069百万円
計	23,069百万円

(6) 財務制限条項

当事業年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高 売上高 292百万円
 営業費用 13,592百万円
 営業取引以外の取引高 832百万円

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	資産の種類	減損損失（百万円）
東京都中央区	賃貸用不動産	建設仮勘定	425
計			425

②減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、プラザ勝どきの再開発計画の再検証の結果、建替え計画からリノベーションを中心とした活用方針へ見直すことといたしました。これにより、建替えを前提に建設仮勘定として計上していた基本設計業務費等について使用見込みがなくなったため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(425百万円)として特別損失に計上しております。

③資産グルーピングの方法

当社の不動産事業においては、原則として各不動産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしておりますが、当該資産については個別にグルーピングしております。

④回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定し、その使用価値を零として算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	891, 492株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	DELICA SHIPPING S. A.	(所有) 直接 100.0	船舶の管理	船舶管理 (※1)	255	—	—
			船舶管理の 代理業務 資金の援助	船舶の賃借 (※2)	12,885	海運業 未収金	987
				資金の貸付 (※3)	△126	長期 貸付金	16,282
				債務保証 (※4)	23,069	—	—
	イヌイ倉 庫オペレ ーション ズ(株)	(所有) 直接 100.0	物流業務 の委託	支払運送費 (※5)	383	営業 未払金	59
				荷役費 (※5)	318		
	イヌイ運送 (株)	(所有) 直接 100.0	物流業務 の委託 役員の兼任	資金の借入 (※6)	—	長期 借入金	800

(注) 上記子会社のうち1社に対して、貸倒引当金3,873百万円を計上しております。

- (※1) 船舶管理料は、業務に係る人件費等のコストを勘案し、決定しております。
(※2) 船舶の用船料は、契約に基づき、子会社のコストを反映して決定しております。
(※3) 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
(※4) 金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
(※5) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
(※6) 資金の借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.9	当社代表 取締役社長	自己株式の 処分(※)	29	—	—
役員	乾 隆志	(被所有) 1.6	当社取締役 専務執行役員	自己株式の 処分(※)	10	—	—

(※) 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,514円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円08銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

乾汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 沼 淳

公認会計士 松 原 充 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上